

# 富山県工業技術センター共同研究規程

## (目的)

第1条 この規程は、富山県工業技術センター(以下「センター」という。)が、センター以外の者と共同して行う研究(以下「共同研究」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

## (申請)

第2条 センターの長(以下「所長」という。)は、センターと共同研究を行おうとする者に、共同研究申請書(別記様式第1号)を提出させるものとする。

## (共同研究契約)

第3条 知事は、前条の共同研究申請に係る研究を共同で行うことが適当であると認めるときは、当該申請者と共同研究に関する契約(以下「共同研究契約」という。)を締結するものとする。

2 共同研究契約書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 研究課題
- (2) 研究の目的
- (3) 研究の内容
- (4) 研究の実施場所
- (5) 研究の実施期間
- (6) 研究の管理及び分担
- (7) 研究に参加する研究員の職・氏名
- (8) 研究に要する経費(以下「経費」という。)の分担
- (9) 第4条から第15条までに規定する事項
- (10) その他共同研究を行うために必要な事項

## (研究員の受け入れ)

第4条 知事は、共同研究を実施するため、センターと共同研究を行う者(以下「共同研究者」という。)に属する研究員をセンターに受け入れるものとする。

2 前項の規定により受け入れる共同研究者に属する研究員の取り扱いは、別に定める「富山県工業技術センター研修生規程」の例によるものとする。この場合において、研修生は研究員と読み替えるものとする。

## (経費の納入)

第5条 共同研究者は、共同研究契約締結後、遅滞なく契約書で定める共同研究者の負担に係る経費を県に納入しなければならない。

## (研究の管理)

第6条 所長は、共同研究者と共同して研究の管理を行い、共同研究の効率的推進を図るものとする。

## (共同研究の中止又は期間の延長)

第7条 知事は、センターの業務に支障があるとき、又は天災その他やむを得ない事由があるときは、共同研究者と協議の上本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

2 知事は、前項の規定により共同研究を中止し、又は研究期間を延長したときは、遅滞なく共同研究者にその旨通知するものとする。

## (研究結果の報告)

第8条 知事は、共同研究を終了し、又は中止したときは遅滞なく共同研究結果を集約し、共同研究者に通知するものとする。

(守秘義務)

第9条 知事及び共同研究者は、研究の遂行上必要となる相手側の保有する技術上の情報、共同研究の内容及び研究から得た知見のうち、知事又は共同研究者がその秘密を守るよう申し入れたものについては、その秘密を守らなければならない。

(研究成果の公表等)

第10条 所長は、前条の規定を遵守した上で、共同研究契約で別段の定めをした場合を除き、共同研究の実施期間終了後研究成果を公表するものとする。

(設備の持込み等)

第11条 共同研究者は、所長の同意を得て、共同研究を行うために必要な設備等をセンターへ持ち込むことができる。  
2 共同研究者は、共同研究終了後、所長の指示に従い、前項により持ち込んだ設備をセンターから撤去しなければならない。

(研究支援者の派遣)

第12条 共同研究者は、所長の同意を得て、共同研究の支援者をセンターに派遣することができる。  
2 前項に基づき派遣された研究支援者については、第4条の規定を準用する。

(研究の終了又は中止等に伴う経費等の取扱い)

第13条 共同研究を終了し又は中止したときに第5条の規定により納付された経費の額に不用が生じた場合は、共同研究者は知事に不用となった額の返還を請求できる。知事は共同研究者からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。  
2 知事は、研究期間の延長により納付された経費の額に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに共同研究者に通知するものとする。この場合において、共同研究者は知事と協議の上、不足する額を負担するかどうかを決定するものとする。

(特許出願)

第14条 知事は、センターの研究員と共同研究者の研究員が共同研究の結果、共同で行った発明について特許出願するときは、共同研究者と共同で出願(以下「共同出願」という。)するものとする。ただし、知事が共同研究者から特許を受ける権利を承継した場合は、この限りではない。  
2 知事は、前項の規定により共同出願するときは、共同研究者と共同出願契約を締結するものとする。  
3 共同研究の結果、センターの研究員又は共同研究者の研究員が独自に行った発明について県又は共同研究者が特許出願するときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(優先実施権等)

第15条 知事は、前条第1項の規定により、共同出願した発明(特許出願中のもの及び特許権の設定登録したものをいう。)(以下「共有発明」という。)を共同研究者又は県と共同研究者が協議して、指定した者に限り、共同研究終了の日から5年を越えない範囲内において優先的に実施させることができる。  
2 知事は、公益上必要と認めるときは、前項の優先実施期間中であっても、共有発明を県の指定した者に実施させることができる。  
3 知事は、前条第1項ただし書又は同条第3項の規定により、県単独で出願した発明(特許出願中及び特許権の設定登録したものをいう。)を共同研究者及び県の指定する者に実施させることができる。

(実施料)

第16条 知事は、前条第1項及び第2項の規定により共有発明の実施を許諾するときは、発明に係る権利の県の持分に応じ、別に実施契約で定める実施料を徴収するものとする。  
2 知事は、前条第3項の規定により、県単独出願に係る発明の実施を許諾するときは、別に実施契約

で定める実施料を徴収するものとする。

(準 用)

第17条 第14条から第16条までの規定は、考案及び実用新案権並びに創作及び意匠権について準用する。

(協 議)

第18条 所長は、この規程に定めのない事項について共同研究者と協議して定めることができる。

附 則

この規程は昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

## 共同研究契約書(例)

富山県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇会社(以下「乙」という。)とは、共同して行う研究(以下「共同研究」という。)の実施に関し、次のとおり契約を締結する。

(共同研究)

第1条 甲及び乙は、次の共同研究を実施する。

- (1) 研究課題
- (2) 研究の目的
- (3) 研究の内容
  - ① 〇〇〇〇〇に関する研究
  - ② 〇〇〇〇〇に関する研究

(実施場所)

第2条 共同研究の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 県 市 町 番地 工業技術センター〇〇研究所
- (2) 県 市 町 番地 〇〇株式会社〇〇研究所〇〇工場

(実施期間)

第3条 共同研究の実施期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

(管理)

第4条 共同研究の管理は、甲及び乙が共同してこれを行い、共同研究の効率的推進を図るものとする。

(研究の分担)

第5条 甲及び乙は、それぞれ別表第1のとおり研究を分担する。

(研究員)

第6条 甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる研究員を共同研究に参加させる。

2 乙は、乙の負担において研究員(別表第2)を平成 年 月 日から平成 年 月 日まで甲に派遣する。

(研究に要する経費の分担)

第7条 甲及び乙は、それぞれ別表第3のとおり研究に要する経費(以下「経費」という。)を分担する。

2 乙が甲へ納入する経費は金 円とし、平成 年 月 日まで 甲に納入するものとする。

(延滞金)

第8条 乙が所定の納付期限までに経費を納入しないときは、富山県延滞金条例(昭和43年3月23日富山県条例第5号)により計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。

(研究の中止又は期間の延長)

第9条 甲は、甲の業務に支障があるため、又は天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

2 甲は、前項の規定により研究を中止し、又は研究期間を延長したときは、遅滞なくその旨乙に通知するものとする。

(研究結果の集約及び報告)

第10条 乙は、甲が指示したときは、共同研究の結果得た技術上の知識をできる限り詳細な文書として、甲に提出しなければならない。

2 甲は、共同研究を終了し、又は中止したときは、共同研究結果を集約し、乙に通知するものとする。

(守秘義務)

第11条 甲及び乙は、研究の遂行上必要となる相手側の保有する技術上の情報、共同研究の内容及び研究から得た知見のうち、甲又は乙がその秘密を守るよう申し入れたものについては、その秘密を守らなければならない。

(研究成果の公表等)

第12条 甲又は乙は、本共同研究の実施期間中において研究内容及び研究から得た知見を、第三者に知らせようとするときは、それぞれ乙又は甲の同意を得るものとする。

2 甲は、前条の規定を遵守した上で、本共同研究の実施期間終了後、研究成果を公表するものとする。

ただし、乙が業務上の支障があるため、甲に対し研究成果を公表しないよう申し入れたときは、研究成果の一部を公表しないことができる。

(設備の持込み等)

第13条 乙は、甲の同意を得て、必要な設備を甲へ持ち込むことができる。

2 乙は、共同研究終了後、甲の指示に従い、前項により持ち込んだ設備を甲から撤去しなければならない。

(賠償責任)

第14条 甲又は乙は、相手方の研究員が、故意又は重大な過失により、自らが管理する設備等に損害を与えたときは、相手方にその損害の賠償を請求することができる。

(共同研究の支援者の派遣)

第15条 乙は、甲の同意を得て、共同研究の支援者を甲に派遣することができる。

2 前項に基づき派遣された支援者については、前条の規定を準用する。

(研究の終了又は中止等に伴う経費等の取扱い)

第16条 共同研究を終了し、又は中止したときに第7条の規定により納入された経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。

2 甲は、研究期間の延長により納付された経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する経費を負担するかどうかを決定するものとする。

(特許出願及び実施)

第17条 甲又は乙は、それぞれ甲又は乙に属する研究員が、共同研究の結果、独自に発明を行い、当該発明に係る特許出願するときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

2 甲及び乙は、甲に属する研究員及び乙に属する研究員が、共同研究の結果、共同して発明を行い、当該発明に係る特許出願をするときは、共同して行うものとする。

3 前項の規定により、共同出願するときは、甲と乙は、共同出願及び特許権の取り扱い等に関し、別に契約を締結するものとする。

4 乙は、第2項により甲と共同出願した発明を実施しようとするときは、この契約とは別に甲と実施同意に関する契約を締結することとし、当該実施契約で定める実施料を甲に支払うものとする。

(研究成果品の帰属)

第18条 共同研究の結果生じた成果品は、甲、乙協議のうえ、その帰属を定めるものとする。

(準用)

第19条 第17条の規定は、実用新案権並びに意匠権の出願、実施等について準用する。

(協議)

第20条 この契約で定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石井 隆一

乙 住 所  
名 称  
代表者名

別表第1 研究の分担

研究テーマ	サブテーマ	分 担
① ○○○○○に関する研究	a. ○○○○○に関する研究 b. c.	
②	a. b. c.	

別表第2 参加研究員

区分	氏 名	所属・職名	担当する研究テーマ
甲			
乙	(甲へ派遣する研究員)		

別表第3 経費の分担

区分	項 目	金 額 (円)	備 考
甲	(乙が甲に納入する経費) 基本料 消耗品費 ○○費 光熱費 (小計)	( )	
乙	(小計)	( )	
	甲へ納入する経費		
	合 計		

基本料、光熱費の算出基礎

(基本料、光熱費以外の経費) × 10% (千円未満切り捨て)

甲:富山県工業技術センター 乙:○○株式会社

## 共同出願契約書

富山県(以下「甲」という。)と 会社(以下「乙」という。)とは、甲に属する研究員と乙に属する研究員が共同して行った発明(「発明の名称」)の共同出願及び発明の実施に関し、次のとおり契約する。

(特許出願等)

第1条 甲及び乙は、次の発明(以下「本発明」という。)について特許を受ける権利を共有し、共同出願するものとする。

発明の名称

発 明 者

発明の内容

持 分 甲〇〇%、 乙〇〇%

(国内特許出願等に要する経費)

第2条 本発明の国内での特許出願から登録、維持、保全に至る経費は、当該権利の持分に応じてそれぞれ負担する。

2 乙が前項に定める経費を負担しないときは、乙が当該権利を放棄したものとする。

3 第1項に規定する出願から登録、維持、保全に至る諸手続は、乙が甲と協議しながら行うものとする。

(外国出願等)

第3条 本発明の外国出願については、甲、乙協議のうえ決定する。

(権利の移転等)

第4条 甲又は乙は、特許を受ける権利又は、特許権若しくは実施権を放棄し又は移転するときはあらかじめ共有者の同意を得るものとする。

(共有者の実施)

第5条 乙は、本発明を実施しようとするときは、甲と別に実施契約を締結することとし、実施契約で定める実施料を甲に支払うものとする。

(第三者に対する実施)

第6条 甲又は乙は、甲、乙以外の者(以下「第三者」という。)に本発明の実施を許諾するときは、乙又は甲の同意を得るものとする。

2 甲は、公益上必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、本発明の実施を甲の指定した第三者に実施させることができる。

3 前二項の規程による第三者から徴収する実施料は、持分に応じ甲及び乙に帰属するものとする。

(協 議)

第7条 この契約に定めるもののほか、本発明の取り扱いその他必要な事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通作成し、両者記名押印のうえ、それぞれその1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 石 井 隆 一

乙 住 所  
名 称  
代表者名